



# 小諸市産後ショートステイ事業



出産後のお母さんで下記に該当する方は医療機関または助産所に宿泊し心身のケアや育児のアドバイスが受けられます。

## 1 対象となる方：下記のすべてにあてはまる方が対象となります。

- ・市内に住所を有する、生後3か月未満の赤ちゃん及びお母さん
- ・お母さん赤ちゃんともに医療処置の必要ない方
- ・家族等から十分な家事及び育児支援が受けられず、お母さんの体力の回復に心配のある方・育児不安がある方

## 2 利用できる期間：7日間までで希望する日数

ただし、利用の延長を希望する場合はご相談ください。

## 3 利用できる施設と料金：（裏面参照）

- ・利用を希望される方に申請書・各施設のパンフレットをお渡しします。

## 4 支援の内容

- ① お母さんの心身の健康管理及び生活面に関すること
- ② 乳房管理に関すること
- ③ 沐浴や授乳等の育児に関すること
- ④ その他必要とすること

## 5 利用までの流れ

### ① 申請（事前申請が必要）

健康づくり課へ、小諸市産後ケア事業利用申請書を提出  
利用を希望される状況等の確認のため、申請時に面接をさせていただきます。

### ② 受け入れの確認

市から受け入れ施設に確認  
施設の空き状況等によっては、希望通りの利用ができない場合があります。

### ③ 利用の可否について

申請者へ利用承認（不承認）通知書の交付

### ④ 利用の詳細の確認

利用承認決定後、申請者より施設へ事前に連絡し、利用の詳細等について確認  
妊娠中に申請された場合は、出産後利用日が決まったら、健康づくり課と施設に必ず連絡をしてください。

### ⑤ 利用・支払い

利用後、利用施設への支払い

- ・利用日数分の利用者負担額
- ・食費、衣服等の洗濯料または賃貸料、乳児のミルク及びおむつ代等

## 6 申請書類

- ・小諸市産後ケア宿泊型事業利用申請書
- ・転入等により小諸市で課税状況の確認ができない場合は、前住所地の課税証明書が必要となります。詳細はお問い合わせください。

## ♡利用できる施設・料金等♡

- ①1日の利用料金は、お母さん及び赤ちゃん1人または、双子の利用料金です。  
 ②利用者は、利用日数分の利用者負担額を直接利用施設にお支払いください。  
 ③食費、衣服等の洗濯料または賃貸料、乳児のミルク及びおむつ代は含まれませんので、全額自己負担となります。利用者負担額とは別に利用施設からの請求額をお支払いください。

施設名	住所	電話		1日の利用者負担額		1日の市負担額	1日の利用料金
				1~5日	6日以上		
浅間南麓 こもろ 医療 センター	小諸市相生 町 3-3-21	0267- 22-1070	一般	1~5日	4,850	19,650	24,500
				6日以上	7,350	17,150	
			双子	1~5日	7,250	25,250	32,500
				6日以上	9,750	22,750	
			市民税 非課税世帯	2,450		22,050	24,500
生活保護世帯	0		24,500	24,500			
佐久市立 国保浅間 総合病院	佐久市岩村 田 1862-1	0267- 67-2295	一般	1~5日	5,588	21,372	26,960
				6日以上	8,088	18,872	
			双子	1~5日	6,500	23,500	30,000
				6日以上	9,000	21,000	
			市民税 非課税世帯	2,696		24,264	26,960
生活保護世帯	0		26,960	26,960			
佐久医療 センター	佐久市中込 3400 番地 28	0267- 62-8181	一般	1~5日	5,300	20,700	26,000
				6日以上	7,800	18,200	
			双子	1~5日	6,200	22,800	29,000
				6日以上	8,700	20,300	
			市民税 非課税世帯	2,600		23,400	26,000
生活保護世帯	0		26,000	26,000			
				1泊2日の利用者負担額		1泊2日の市負担額	1泊2日の利用料金
助産所 とうみ	東御市鞍掛 198 番地	0268- 62-0168	一般	1~2日	2,500	22,500	25,000
				3~5日	5,000	20,000	
				6日以上	7,500	17,500	
			双子	1~2日	4,000	26,000	30,000
				3~5日	6,500	23,500	
				6日以上	9,000	21,000	
			市民税 非課税世帯	2,500		22,500	25,000
生活保護世帯	0		25,000	25,000			

※利用年度により、料金に変更となる場合があります。

※利用者負担額は、1日の利用料金に対し課税世帯は3割とし、うち1~5日までは1日当たり2500円を差し引いた額となっています。

非課税世帯は1割、生活保護世帯はなしとなります。

小諸市役所  
健康づくり課・保健予防係  
電話：0267-25-1880